農地に関するフローチャート

市ホームページにも掲載しています

農地を貸したい

市街化区域（生産緑地）

急いで貸したい

- はい → 農地法での貸借（借りる人も農業者の場合のみ）　農業委員会事務局
- いいえ → 都市農地法での貸借（市特定農地としての登録も可）　農林課・農業委員会事務局
  ※まちづくりの観点から耕作事業に関する計画を策定後、市の認定手続きが必要になります。

市街化調整区域

農業者に貸したい

- はい → 中間管理機構を通じた貸借（県サポセン）　農林課（もしくは直接、県サポートセンター）
- いいえ → 特定農地等を通じた貸借（市）　農林課

※農地を売りたい場合は農業委員会事務局へ（生産緑地は都市づくり推進課へ）

農地を借りたい

- 農家を目指す → 3つの許可要件（技術・従事時間・地域調和）を満たしている
  - はい → 農地は目途がついている
    - はい → 営農計画書を作成して農業委員会事務局へ
    - いいえ → 農業委員会事務局へ
  - いいえ → 全部効率要件として機械や労働力の確保の他、技術習得が必要です　農林課・農業委員会事務局
    ※技術習得については、いこまファーマーズスクール、農業学校、農業法人等を紹介します。
- 農家にはならない → 市民農園・遊休農地活用事業　農林課

※農家でないと農地は借りられません。